第一項の表四二の項を次のように改める。

42	削除

第一項の表四四の項及び四五の項を次のように改める。

44	削除
45	削除

第一項の表四七の項を次のように改める。

47	削除

第四項の表一一の項中「北緯35度03分54秒東経136度52分31秒」を「北緯35度03分55秒東経136度52分32秒」に、「東経136度58分25秒」を「東経136度58分26秒」に、「東経136度58分35秒」に、「東経136度59分25秒」を「東経136度59分26秒」に改める。

三十五　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一項の表五二の項を次のように改める。

52	削除

第一項の表五九の項及び六〇の項を次のように改める。

59	削除
60	削除

第一項の表六七の項を次のように改める。

67	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

69	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除

第一項の表八一の項を次のように改める。

81	削除

三十六　平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除

第一項の表二一の項及び二二の項を次のように改める。

21	削除
22	削除

三十七　平成二十三年総務省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除

第一項の表一六の項及び一七の項を次のように改める。

16	削除
17	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

三十八　平成二十四年総務省告示第二百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項及び九の項を次のように改める。

8	削除
9	削除

第一項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

三十九　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項及び五の項を次のように改める。

4	削除
5	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除